

付属資料・目次

特記仕様書（抜粋）

現場説明付記事項

構内配置図

擁壁立面図（東大路通側）

擁壁立面図（吉田東通側）

特 1

1

2

3

4

京都大学（中央）基幹・環境整備（擁壁安全対策）工事

I 工 事 概 要

1. 工事場所 京都府京都市左京区吉田本町（京都大学本部構内）

2. 完成期限 令和 9 年 3 月 2 6 日（金曜日）

3. 建物概要

建 物 名 称				
工 種				
構 造				
階 数				
建築基準法による	建築面積 (㎡)			
	延べ面積 (㎡)			
消防法施行令別表第一の区分				
改 修 面 積 （ ㎡ ）				
備 考				

4. 工事種目

・ 印の付いたものが対象工事種目

工 事 種 目	建物別及び屋外				工 事 種 別
	屋外				
☒ 2 仮設工事	一式				
・ 3 防水改修工事					
・ 4 外壁改修工事					
・ 5 建具改修工事					
・ 6 内装改修工事					
・ 7 塗装改修工事					
・ 8 耐震改修工事					
・ 9 環境配慮改修工事					
☒ 10 屋外環境整備	一式				
・ 昇降機設備工事					
・ 電気設備工事					
・ 機械設備工事					

5. 指定部分 ☐ 無 ・ 有 対象部分（
指定部分工期 令和 年 月 日（ 曜日）

6. 概成工期 ☐ 無 ・ 有 令和 年 月 日（ 曜日） (1. 2. 1) [1. 2. 1]

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様

- （1）国立大学法人京都大学契約事務取扱要領（平成16年4月1日財務担当理事裁定制定）別記 1 の工事請負契約基準、現場説明書、図面 〃 枚及び本特記仕様書 〃 枚によるほか、下記仕様書等のうち、〇印の付いたものを適用する。
- ☒ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）
 - ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
 - ☒ 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）（令和7年版）（以下「文科仕様書」という。）
 - ☒ 文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）（令和7年版）（以下「文科改修仕様書」という。）
 - ☒ 工事写真撮影要領（令和5年9月）
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
 - ☒ 建築工事標準詳細図（令和4年版）
 - ・

2. 特記仕様

（1）本特記仕様書の表記

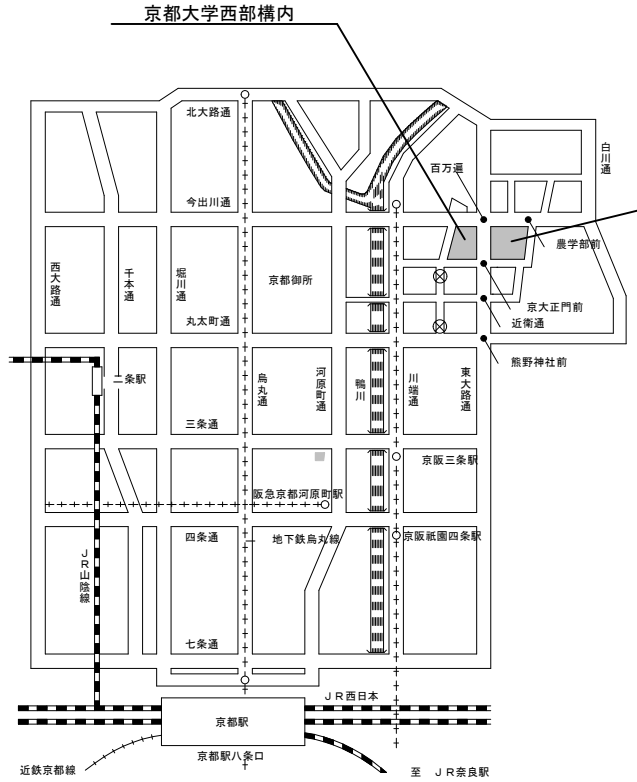
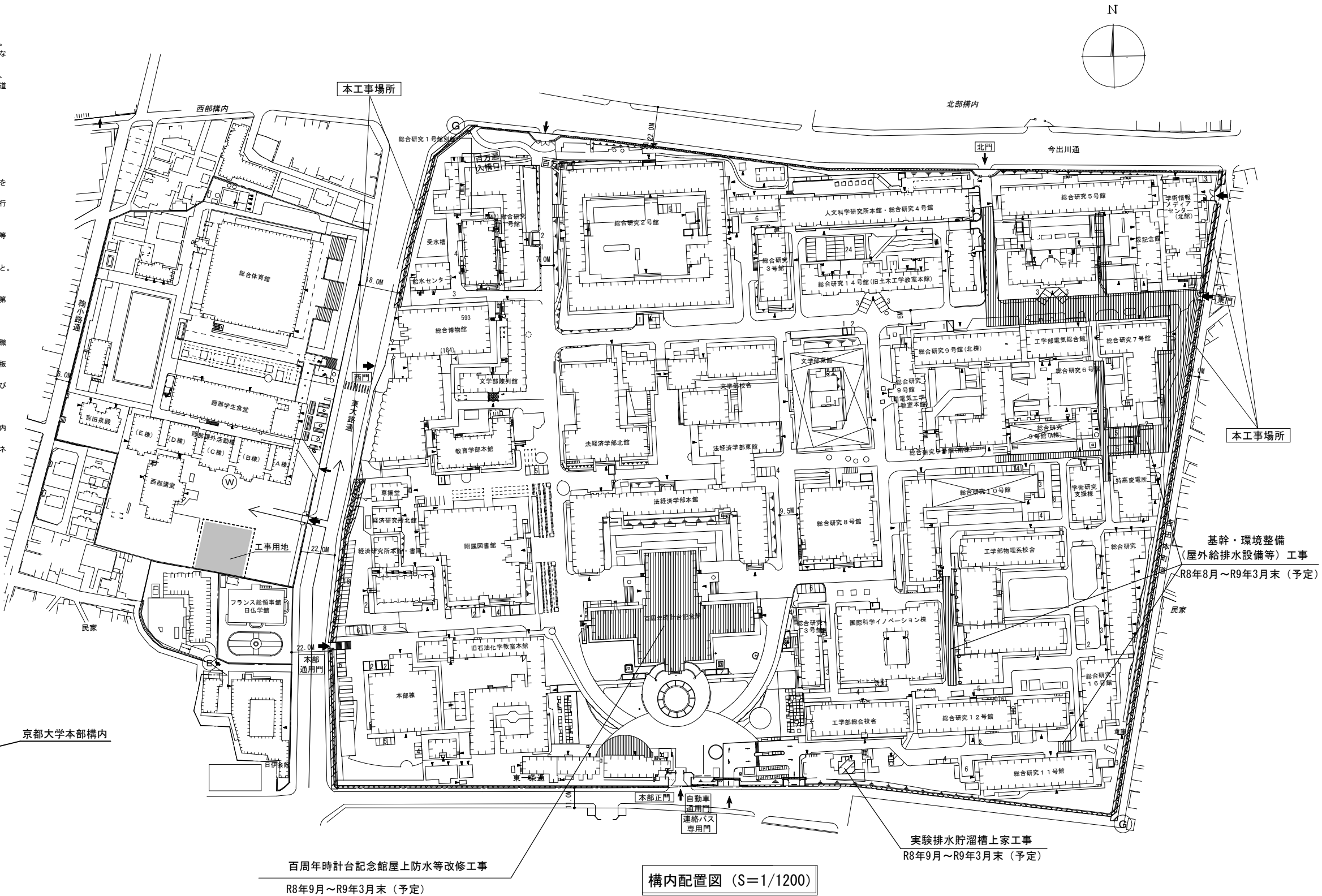
- 1）項目は、・ 印の付いたものを適用する。
- 2）特記事項は、☒ 印の付いたものを適用する。
- ☒ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。
 - ☒ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。
- 3）特記事項に記載の（ ） 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の [] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 特記事項に記載の (()) 内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の [[]] 内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 4） G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章	項 目	特 記 事 項																				
1 各章共通事項	☒ 適用区分	☒ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ☒ 風圧力 風速 (V0= 32 m/s) 地表面粗度区分 (・ I ・ II ☒ III ・ IV) ☒ 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表 (32) (1.3.3～4) [1.3.3～4] この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。 <table><tr><th>項 目 名</th><th>電気保安技術者</th></tr><tr><td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td><td>☒</td></tr><tr><td>2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>☒</td></tr><tr><td>3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td><td>☒</td></tr><tr><td>4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td><td>☒</td></tr><tr><td>5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td><td>☒</td></tr><tr><td>6 第1種電気工事士の資格を有する者</td><td>☒</td></tr><tr><td>7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>☒</td></tr><tr><td>8 第2種電気工事士以上の資格を有する者</td><td>☒</td></tr><tr><td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者</td><td>・</td></tr></table> 工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。	項 目 名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	☒	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	☒	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	☒	4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	☒	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	☒	6 第1種電気工事士の資格を有する者	☒	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	☒	8 第2種電気工事士以上の資格を有する者	☒	9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	・
	項 目 名	電気保安技術者																				
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	☒																					
2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	☒																					
3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	☒																					
4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	☒																					
5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	☒																					
6 第1種電気工事士の資格を有する者	☒																					
7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	☒																					
8 第2種電気工事士以上の資格を有する者	☒																					
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	・																					
☒ 施工条件	(1.3.5) [1.3.5] この工事現場では、次の施工条件による。 ☒ 構内の行事等により作業が制限されることがあるので、監督職員と協議の上、工程を決定すること。 ☒ 本工事場所周囲は研究棟や講義棟が立地することを十分認識し、周辺への影響に配慮すると共に、安全にも十分に配慮すること。 ☒ 工事用地および工事用地周辺においては、適切な養生・清掃を行うこと。 また、工事車両の搬出入時などに周辺道路等を汚損、破損等した場合は速やかに対応すること。 ☒ 工事用地は、工事完成時に原状に復帰して返還すること。 ☒ 臭気の発生する作業は、周囲に対して影響が少ない工法を採用すること。 ☒ 塵孔工事等の騒音・振動・粉塵の発生する作業は、低騒音・低振動・低粉塵工法を採用すること。 ☒ その他建物内や敷地周囲に影響があると想定される作業については、監督職員と協議を行い進めること。 ☒ 工事車両の通行時は、交通整理員を配置し安全対策を講じること。 ☒ 本工事の施工に際し、道路使用許可、道路占有等が必要な場合は、受注者にて必要な手続き、及び諸費用の負担を行うこと。																					

現場説明付記事項

- 1 工事施工上の注意事項
- 1) 車両通行経路は、図示の通りとし監督職員と協議の上、誘導員等を配置し、交通整理を行うこと。
工事車両は周辺道路上での違法駐車は行わないようにし、また路上に縦列待機させることも行わないこと。
- 2) 工事用地は図示の範囲とし、危険防止のため関係者以外の出入ができないようにすること。また、工事関係車両（通勤車両を含む）は工事用地内に駐車することを原則とし、構内の駐車エリア、道路及び空地への駐車は行わないこと。
- 3) 学校行事・近隣地区行事を考慮して工事計画を立てること。
・令和8年11月20日、11月21日、11月22日、11月23日（11月祭）
・令和8年12月12日（特色入試）
・令和9年1月16日、1月17日（大学共通テスト）
・令和9年1月23日、1月24日（追試験）
・令和9年2月25日、2月26日（一般入試）
・令和9年2月2日、2月3日（吉田神社節分祭）
- 4) 撤去工事その他で大きな音、振動等が生じる場合は、あらかじめ監督職員に日時を連絡し、承諾を得て工事を進めること。また、施工中の防音対策を十分に検討し行うこと。
- 5) 教職員、学生等の通行が煩雑なため、構内車両通行には徐行の徹底等、十分注意するよう指導を行うこと。
- 6) 埋蔵文化財を発見した時は、ただちに工事を中止し、監督職員の指示を受けること。
- 7) 工事場所内に火災予防のため適切な数量の消火器を設置するとともに、工事関係者に対し、火気等の取り扱いに十分注意するよう指導を行うこと。
- 8) 支障となる地中埋設物を発見した時は、監督職員と協議の上撤去し、適正処分すること。
- 9) 工事用地は、除草等常に良好な環境を保持すると共に工事完成時には原状に復帰して返還すること。
- 10) 同一構内の他工事の業者と連絡調整を密に行い、安全かつ円滑な工事の実施に努めること。
- 11) 作業時間は、午前8時から午後6時を原則とすること。
- 12) 構内における喫煙については、監督職員と協議のうえ、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十五条の五に基づく受動喫煙対策を講ずること。

- 2 工事中の構内安全対策について
- 工事中の構内安全対策については、下記事項を十分留意した上、具体的な安全対策等を立案し、監督職員と協議の上、承諾を受けるものとする。
- 1) 監督職員と協議の上、構内要所に工事予告板、警戒標識板、交通規制標識板、工事表示板、案内板等を設置し、常に良好な状態に保つこと。
- 2) 掘削時等で危険な状態となる箇所には、安全柵、工事中表示板（点滅灯付）を、夜間は保安灯及び赤色回転灯を設置し、安全な状態を確保すること。
- 3) 構内通行の安全及び騒音防止のため工事用車両は徐行すること。
- 4) 大型車両の構内通行に際し、地中埋設物、マンホール等は必要に応じ養生を行うこと。
- 5) 大型車両による作業の場合は必要に応じて交通整理員を追加増員し、誘導・交通整理等により構内の安全確保に努めること。
- 6) 仮囲いの設置に伴い、構内通路の視認性が確保できない場合は、常夜灯及びコーナ部に透明パネルを設置するなど安全確保に努めること。
- 7) バネルゲートには電子音つき回転灯を設置するなど事故防止に努めること。
- 8) 本工事の施工に際し、道路使用許可、道路占有等が必要な場合は、受注者にて必要な手続き、及び諸費用の負担を行うこと。

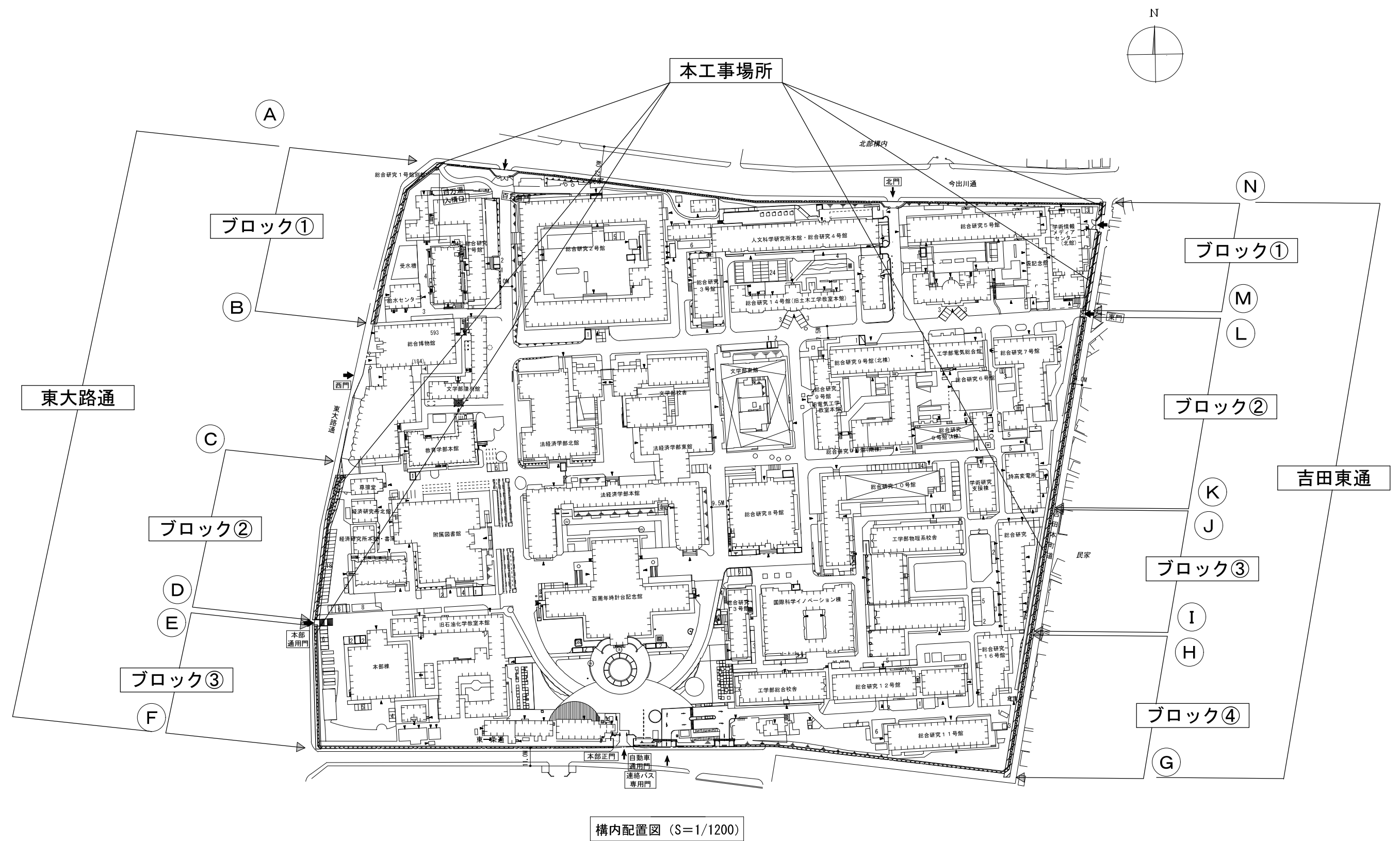


案内図

凡 例

記 号	内 容		
	本工事場所	(G)	交通誘導員（道路使用許可に伴う作業時）
	工事用地 350㎡	(W)	水道分岐位置
	別途工事	(E)	電気分岐位置
	工事用車両進入経路		
	フェンスバリアード (H=1800) 6.0m		
	※道路使用許可範囲は、行政への届出内容に基づき適宜工事区画を設けること		

工事名	京都大学（中央）基幹・環境整備（擁壁安全対策）工事		図面番号
図面名称	現場説明付記事項	縮尺	
		図示	設計日
			令和8年7月

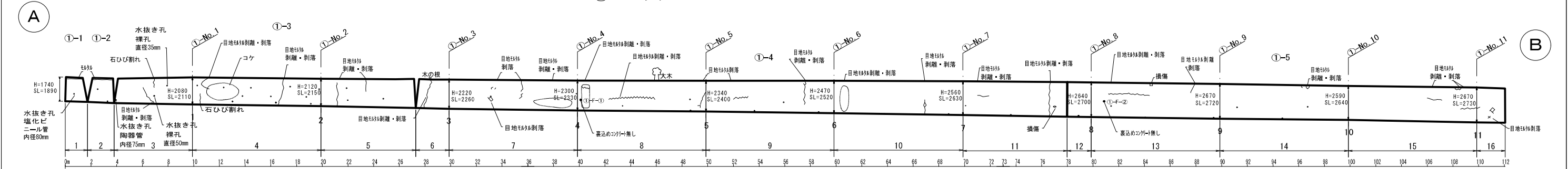


工事名 京都大学（中央）基幹・環境整備（擁壁安全対策）工事			図面番号 2
図面名称	縮尺	設計日	
構内配置図	図示	令和8年7月	

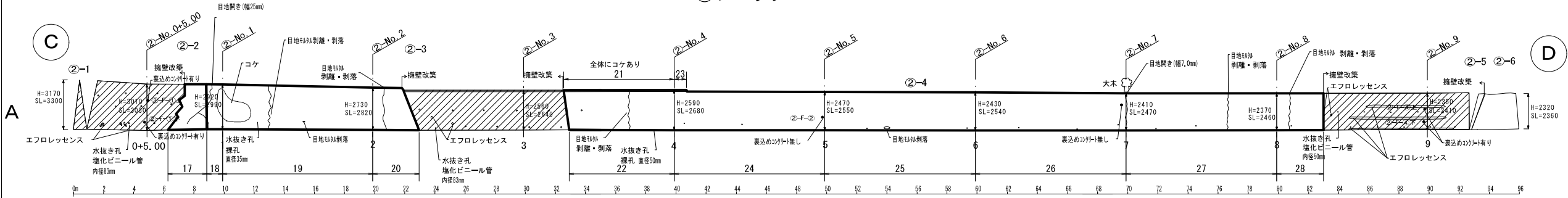
擁壁立面図（東大路通側）

S=1:150 (A1)
S=1:300 (A3)

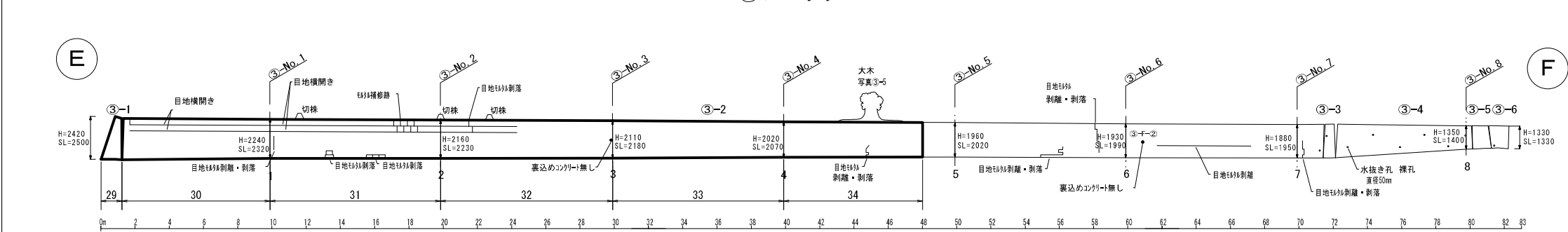
①ブロック



②ブロック



③ブロック



石積接着補強工 概算面積表

①ブロック		②ブロック		③ブロック	
番号	面積 (m2)	番号	面積 (m2)	番号	面積 (m2)
1	2.86	17	5.46	29	1.99
2	3.51	18	3.16	30	20.18
3	12.00	19	28.96	31	22.47
4	21.31	20	7.07	32	22.14
5	16.06	21	0.73	33	21.25
6	5.54	22	18.30	34	16.63
7	22.95	23	0.08		
8	23.64	24	25.65		
9	24.57	25	25.49		
10	25.84	26	25.08		
11	21.63	27	24.64		
12	5.02	28	7.62		
13	27.15				
14	26.81				
15	26.86				
16	5.95				
小計	271.70	小計	172.24	小計	104.66
合計		Σ A=548.60m2			

【凡例】

※立面図に描写された範囲は、全て高圧洗浄にて表面の美装を行うこと



石積接着補強工法（モルダム工法同等）施工範囲



石積擁壁 改修済み範囲



部分補修施工範囲

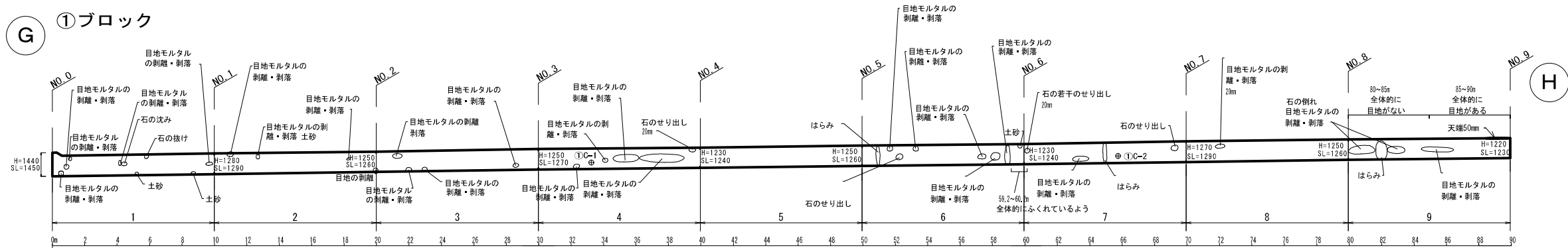
工事名	京都大学（中央）基幹・環境整備（擁壁安全対策）工事		図面番号
図面名称	擁壁立面図（東大路通側）	縮尺 図示	設計日 令和8年7月
			3

擁壁立面図（吉田東通側）

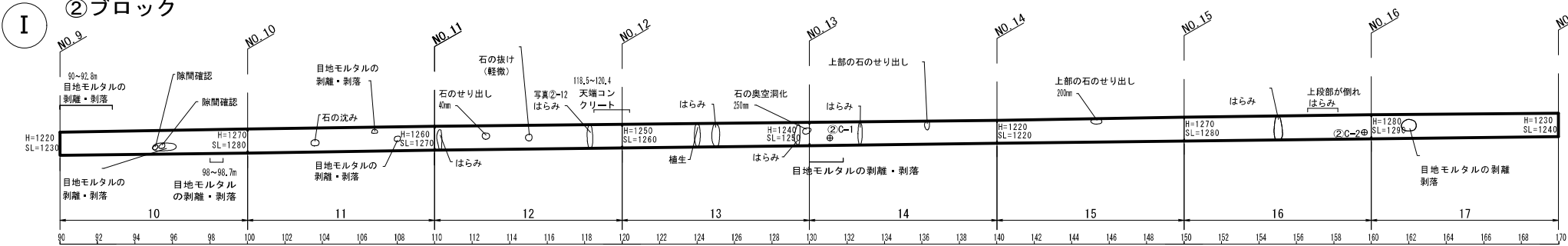
S=1:150 (A1)

S=1:300 (A3)

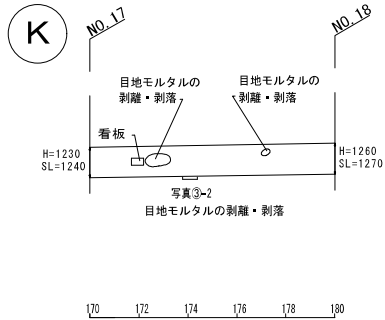
①ブロック



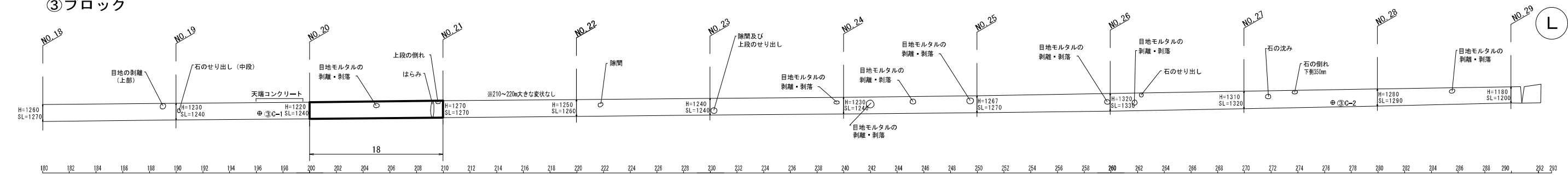
②ブロック



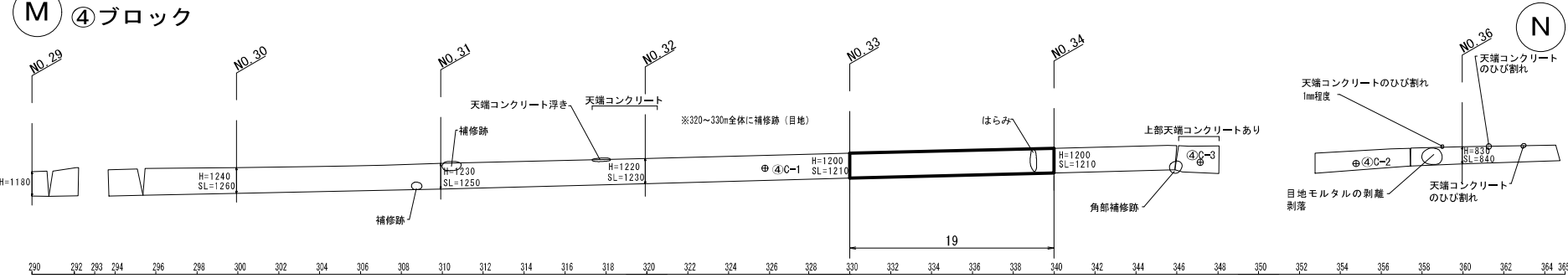
③ブロック



③ブロック



④ブロック



【凡例】

※立面図に描写された範囲は、全て高圧洗浄にて表面の美装を行うこと

石積接着補強工法（モルダム工法同等）施工範囲

部分補修施工範囲

石積接着補強工 概算面積表

①ブロック		②ブロック		③ブロック		④ブロック	
番号	面積 (m2)	番号	面積 (m2)	番号	面積 (m2)	番号	面積 (m2)
1	12.80	10	12.55	18	12.52	19	12.09
2	12.71	11	12.74				
3	12.63	12	12.67				
4	12.51	13	12.55				
5	12.46	14	12.37				
6	12.47	15	12.50				
7	12.63	16	12.83				
8	12.74	17	12.61				
9	12.45						
小計	113.40	小計	100.82	小計	12.52	小計	12.09
		合計		Σ A=238.83m2			

工事名 京都大学（中央）基幹・環境整備（擁壁安全対策）工事

図面名称 擁壁立面図（吉田東通側）

図示 令和8年7月

図面番号

4